

# 下野市子どもの読書活動推進計画



平成21年 3月

下野市教育委員会

## はじめに

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで、読書活動は欠くことのできないものです。

近年、子どもを取り巻く生活環境は、少子化、核家族化や習い事・クラブ活動等の増加による、子どもの自由時間の減少など大きな変化の中にあります。

このような状況の中、子どもたちは、ゆったりと読書を楽しむ時間や書物から得た知識を基に、日常遊びや自然体験・生活体験活動の中で、自己の思いや発想を自分の体を使って自発的に表現する機会が極めて少なくなっています。

このことは、コミュニケーション力など「適切に」他者を理解し、自己を表現する能力、想像力や予測する力の低下を招く要因とされ、子どもの心豊かな成長に大きな影響を与えていると懸念されています。

子どもの読書離れや活字離れは、単に情報メディアの発達や遊びの変質だけの問題ではなく、子どもの育成環境すべてに関わる問題として捉えていく必要があると思われます。

子どもの読書活動を効果的に推進し、読書活動による豊かな学びを保障するためには、社会全体で子どもの読書活動を支援し、浸透させていくことが必要です。

このような視点に立って本市では、子どもの読書活動の推進に関する基本的な理念と行動内容を定め、国と地方自治体の責務を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）に基づく国の「基本計画」及び平成16年2月に策定された「栃木県子どもの読書活動推進計画」を基に、「下野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

この計画は、本市における「子どもの読書活動」を推進するための基本的な考え方や取り組みを示したものです。

## 目 次

第1章 計画策定の背景	3
1. 子どもの読書活動の意義	3
2. 子どもの読書活動の現状	3
3. 子どもの読書量の指標	6
第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方	7
1. 計画の趣旨	7
2. 計画の基本目標	10
3. 計画の期間	10
4. 計画の対象	10
第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	11
1. 家庭における子どもの読書活動の推進	11
2. 地域における子どもの読書活動の推進	12
3. 保育園や幼稚園等における子どもの読書活動の推進	13
4. 学校等における子どもの読書活動の推進	14
5. 図書館における子どもの読書活動の推進	15
6. 読書ボランティア団体等の活動に対する支援	16
7. 普及啓発、広報活動の充実	17
計画の体系表	19

## 資 料

【資料1】読書活動推進に関するアンケート結果(平成19年11月実施)	20
児童・生徒のアンケート結果	20
乳幼児を持つ保護者のアンケート結果	24
【資料2】下野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	27
【資料3】下野市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	29
【資料4】下野市子ども読書活動推進計画策定委員会専門部会名簿	30
【資料5】子どもの読書活動の推進に関する法律	31

# 第1章 計画策定の背景

## 1. 子どもの読書活動の意義

子どもは、あそびや生活体験から様々な能力を獲得していきます。

なかでも読書は、日常を離れた本の世界の中で主人公と一体になり、またときには、客観的な位置に自分を置き、日常では得られない発見や未知の世界との出会いを楽しむ知的活動です。子どもたちはこの間接体験と直接体験の繰り返しの中で、知識を定着させ、想像力や創造力を体得していきます。

また、本との出会いは、自己の視野を広げ、相手の言葉や心理を理解するなど、豊かな感性を育み、人としてのコミュニケーション能力を育てていくものです。

さらに、読書は自己実現を図るうえでの手助けもしてくれます。子どもたちが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを感じとることができます。

このように、子ども自身が正しい判断力を持ち生命の大切さを感じ取り、思いやりの心と生きる喜びを見いだすなど、生きる力を育む読書活動には、子どもの成長に欠くことのできない重要な働きがあるとされています。この健全な成長を支えるためにも、子どもの読書活動を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

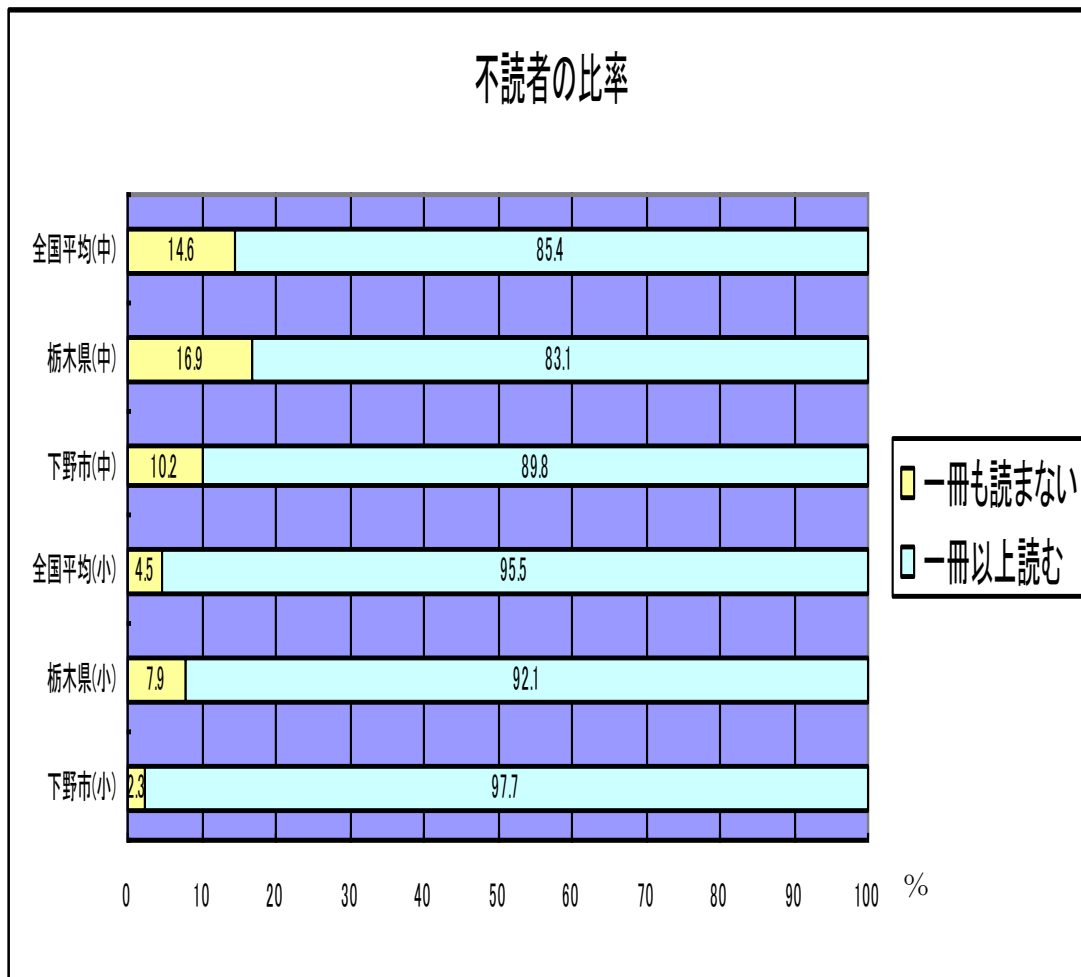
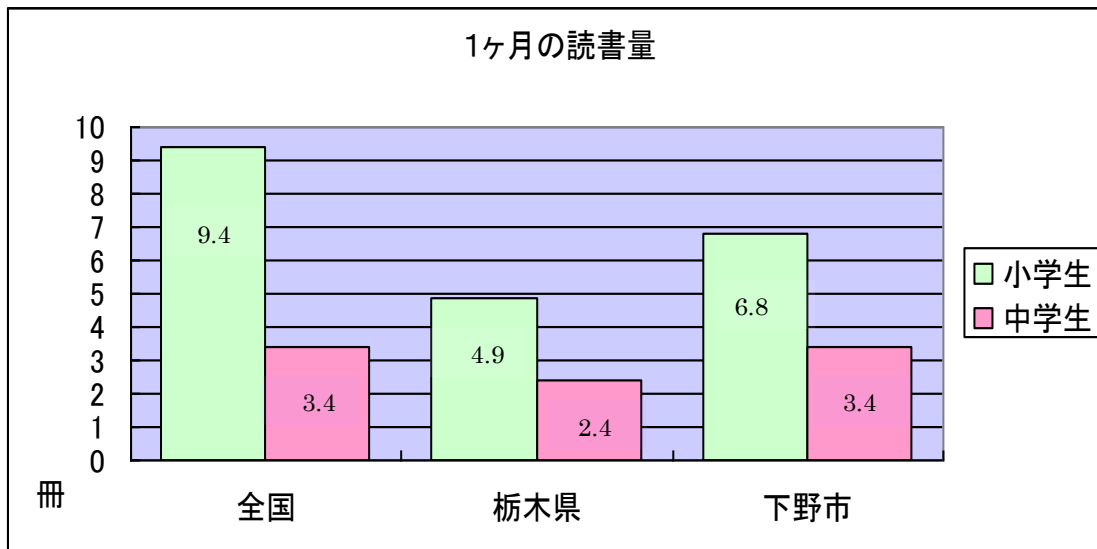
## 2. 子どもの読書活動の現状

「下野市子どもの読書活動推進計画」策定に当たり、本市の子どもの読書活動の現状を把握するため、平成19年11月に乳幼児を持つ保護者と市内の小中学生及び一般成人を対象に「子ども読書活動に関するアンケート」を実施いたしました。

子どもの読書については、全国学校図書館協議会が毎年「学校読書調査」を実施しており、第53回読書調査(平成19年度)によると、1か月間に本を1冊も読まなかった小学生は4.5%、中学生では14.6%で、過去最低の記録となっています。また、全国の小学生の1か月間の読書量は9.4冊で過去2番目であり、中学生は3.4冊、高校生は1.6冊とそれぞれ過去最多の記録結果となっています。

これに対し、本市における子どもの1か月間の読書量は、小学生が6.8冊、中学生が3.4冊となっており、栃木県の平均より上回っていますが全国平均に比べ小学生では2.6冊少なく、中学生は全国平均となっています。

一方、1か月間に一冊も本を読まないと回答した小学生は2.3%、中学生では10.2%となっており、全国平均に比べ少ない結果となっています。



※全国の数値は「全国学校図書館協議会の第53回読書調査(平成19年度調査)」より

※栃木県の数値は平成20年3月基準の栃木県教育委員会調査より

※下野市の数値は平成19年11月実施の「子ども読書活動に関するアンケート調査」より

小中学生の学校図書室の利用については、「よく借りる」「ときどき借りる」の割合が小学生で8割以上、中学生では4割と減少、市立図書館では小学生が6割であるのに対し中学生では2割と、更に減少傾向にあります。

また、小中学生とも「あなたは本が好きですか」の質問には、「はい好きです」「どちらともいえない」の割合が9割以上となっており、好きな理由として小学生では「おもしろい」「自分の知らないことがわかる」となっていますが、中学生では「感動する」割合も多く、読書への興味関心が大きいことがわかります。しかし、本が「好き」と答えた割合が多いにも関わらず、学年が上がるにつれ学校図書室や市立図書館の利用が減少していることから、今後は、子どもの意見を反映した読書環境の整備が必要と考えます。

今回のアンケート調査からは、子どもたちの読書傾向や内容、読書習慣についてはわかりませんが、学校図書室や市立図書館の利用状況・日常の過ごし方などの現状を知る手段として活用し、読書環境を改善することにより、子どもたちが楽しんで本を読めるようにすることが重要です。

#### 《保護者の読み聞かせの状況》

市内の5つの保育園と3つの幼稚園を通じて、0歳から6歳までの乳幼児の保護者から7項目についてアンケート調査を実施した結果から、次のことがわかりました。

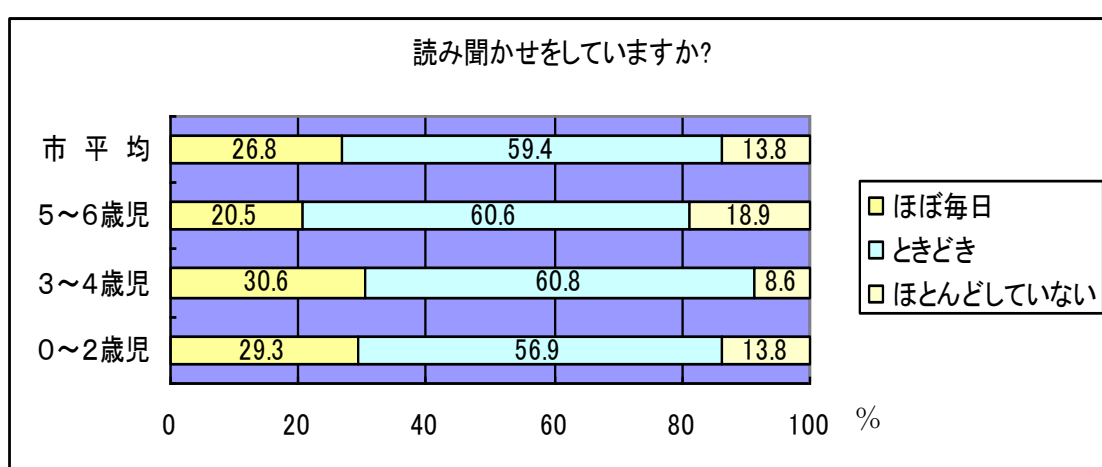
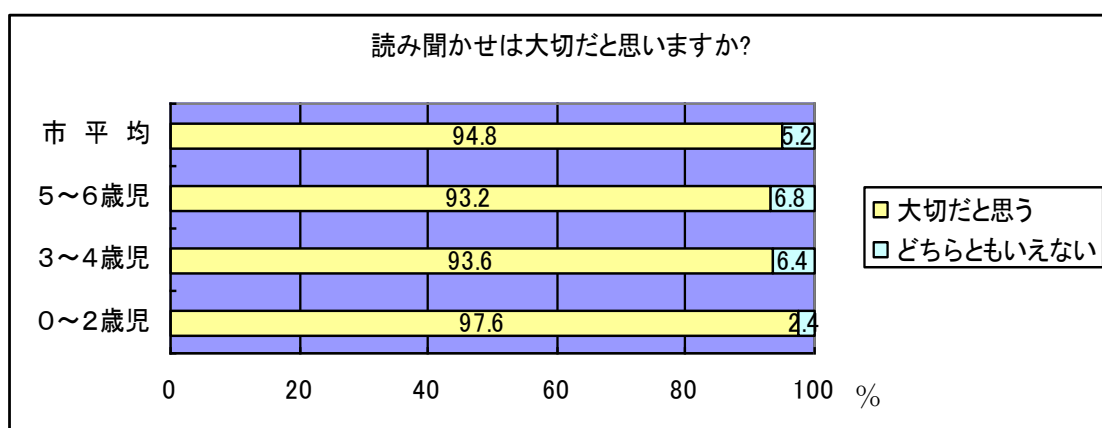
「読み聞かせは大切だと思いますか」の質問に対して、94.8%の保護者は大切だと思っており、実際に、読み聞かせをしている保護者は、「ほぼ毎日」「ときどき」で86.2%となっています。子どもが本に触れることの大切さを多くの保護者が理解し、早い時期から親子で本に親しんでいる状況が窺えます。

また、「読書好き」の保護者は、自分の子どもへの読み聞かせの回数も多く、ブックスタート事業を含め、子どもがことばを覚え、知識を得、想像を膨らませるきっかけとなる「読書」の機会が決して少なくないことがわかります。

しかし、0～4歳児までは約30%の保護者がほぼ毎日読み聞かせをしていたにもかかわらず、5～6歳児になると20.5%とかなり少なくなってしまいます。これは、絵本の簡単なストーリーがわかるようになり、ひとりで絵本を見ることもできるようになると、保護者による読み聞かせの回数が徐々に減っていくためではないかと思われます。

しかし、文字が読めるようになったということと、本が読めるようになるということとは相違があります。十分に絵本を楽しむためには、未発達な理解力や想像力を読み聞かせによって高めるような働きかけがまだまだ必要なのです。

このような働きかけにより、お気に入りの絵本が生まれるなど、子どもたちの本への興味や関心はますます高まっていくと考えます。



※数値は平成 19 年 11 月実施の「子ども読書活動に関するアンケート調査」より

### 3. 子どもの読書量の指標

本市の子どもの読書量は、栃木県の平均より上回っていますが、全国平均と比較して少し低い水準にあります。このため、読書に親しむ活動を行うとともに、計画の基本目標の実現に向けて現在の読書量の増加を目指すため、子どもの1か月の読書量の指標を定めます。

1か月の読書量の指標

	現 在	目 標
小学生	6.8冊(平成19年)	⇒ 10.0冊(平成25年)
中学生	3.4冊(平成19年)	⇒ 4.0冊(平成25年)
高校生		3.0冊(平成25年)

※小学生は、平成 19 年度の全国平均以上を目安に増加を目指す。

※中学生は、1 週間あたり 1 冊程度を目安に増加を目指す。

※高校生は、先進地の参考値(長崎県平成 20 年度 2.9 冊)を目安に増加を目指す。

## 第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1. 計画の趣旨

この推進計画は、家庭・地域・学校・図書館等が連携しながら、次に示すような子どもの発達段階に応じた読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけて、読書の持つ大きな力で子どもたちの成長を支えていくことを目的としています。

本市では、子どもたち一人ひとりの読書活動が高まっていくように、また、読書が子どもの成長過程における心の栄養となるように、子どもの読書活動の環境を総合的に整備していきます。

#### (1) 乳児期

「三つ子の魂百までも」といわれるように、乳児期は心身ともに成長のうえで基礎となる大切な時期です。親をはじめとする周りの大人たちの愛情たっぷりの語りかけによって、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。この時期に両親や祖父母など身近な大人に絵本を読んでもらうことは、子どもにとって「言葉」の獲得だけではなく、スキンシップを通して親への信頼の絆を深める重要な役割を果たします。このような絵本を読んでもらう穏やかで楽しい時間を、早い時期から家庭の習慣として持つことが必要です。

#### (2) 幼児期

この頃になるとことばも豊かになり、徐々に日常会話もできるようになります。また、幼稚園や保育園に通う子どもも多く、集団生活の中で家庭とは違った人間関係を経験し、少しずつ自分の世界を広げていきます。また、絵本の簡単なストーリーもわかるようになり、一人遊びや、友達とのごっこ遊びなど、日常生活のなかで絵本の中の出来事をまねたり、話したりと、十分に絵本の世界を楽しむことができるようになります。お気に入りの絵本が生まれ、それを何度も読んでもらいたがるのもこの頃からです。

このように広がっていく子どもの欲求に応え読書意欲を満たすためにも、親だけでなく、育児サークルや地域文庫などを通じて、周りの大人が子どもに深く関わっていくことが必要です。この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、成長していく過程で子どもを励まし、他者への信頼と希望を与え続けるものとなります。





### (3) 小学生

1～2年生の頃は文字を習い自分でも本が読めるようになりますが、文字を拾い読みするのが精一杯で、物語の内容を理解してストーリーを楽しむ余裕はないようです。読んでもらえば長いおはなしも理解できるので、低学年のうちには引き続き読んであげることが必要です。

中学年以上になると、発達した運動能力と五感を働かせて、自分が住んでいる空間、すなわち世界を認知していきます。

自らの能力によって読書活動を広げていくこの時期、物語など創作のもつ面白さ、楽しさを感じるためには、体験による様々な記憶が必要です。夕立のあとの蒸れ立つ原っぱの匂い、新月の夜、星明りだけの森の闇など、都市化された現代社会に生きる子どもたちにとって体験したことがない「匂い」や「感覚」は実感としてわかりにくく、物語に書かれている情景を味わうことが難しいこととなってしまいます。

子どもの読書離れの一因は、この「体験の不足」による感受性の低下が少なからず影響をしていると考えます。物語の世界に心から浸れず、受動的で刺激の多い仮想空間を楽しむほうが面白いと感じるからです。

このような状況の中で、子どもの読書活動を豊かなものにするためには、生活体験や自然体験、遊びなどの直接体験と読書活動(間接体験)双方が連携する形で進めていくことが必要です。

また、この頃になると読解力もつき始め、読みごたえのある物語や古典的名作、科学や歴史の本なども読むことができるようになってきます。

ただし、それらの本は普段では手に取らないことが多いので、学校や図書館などで上手に紹介してあげる必要があり、ブックトークはとても効果的な方法です。

読書を生涯にわたる学習活動として楽しみ深めていくためには、身近な大人の読書への考え方が大きく影響します。

学校や社会教育施設などにおいて図書館の有効な活用方法を学ぶ機会を設けたり、子どもが図書館を身近に感じるよう、大人が日頃から図書館を積極的に活用するなどの姿勢を子どもたちに示すことも大切です。



#### ※ブックトーク

一定のテーマを立てて、一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介すること。

#### (4) 中学生から高校生

子どもから大人への過渡期にあたる思春期を迎えるこの時期は、身体的にも心理的にも不安定で、さまざまな悩みを抱えながら自己を創っていく時期です。

この時期の読書は、自己の悩みや課題と向き合ったときに解決のヒントを得たり、また、他者の考え方と自分の考え方を客観的に比較したりして、自分を見つめ直すことができる大切な時間といえます。

しかし、現状は本をよく読む子どもと読まない子どもにわかれ、図書館の利用についても学習室としての利用が多いのが現状です。

また、インターネット環境の整備により「携帯小説」や「ブログ」といった、活字文化の新しい形態も現れ、中高生の読書環境は大きな変化の中にあります。

このような状況の中、先人の残した人生の示唆に富んだ文学作品などに出会う機会を多く持つよう、朝の時間を活用したブックトークやインターネットを活用した情報提供などの読書環境を学校や公的教育機関が連携して整備していくことが必要です。

一方、高度な知識を習得したいという欲求やいろいろな事柄への関心も強くなるので、中高生が今どんな本が読みたいのかというニーズを把握し、自由に幅広く読書ができるよう中高生向け図書コーナーの図書の充実や、調べごと学習に対応するインターネット環境の整備、司書の資質向上など魅力ある図書館のための整備も必要です。



## 2. 計画の基本目標

本計画を推進するために次のとおり基本目標を定めます。

### (1) 家庭・地域・学校での子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校それぞれが担うべき役割を明確にし、それに応じた取り組みが主体的にできるよう努めるとともに、相互に連携・協力できるよう、ネットワークを構築していきます。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備と推進者の育成支援

子どもの読書習慣を養い、知識・想像力を豊かにするために、資料の充実と施設等の整備を図るとともに、読書活動の専門的職員の資質向上やボランティアの育成等に取り組み、その活動を支援していきます。

### (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民の理解を深め、関心を高めていく必要があります。読書活動関連の事業を行い、あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、広く啓発活動を進めていきます。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

## 4. 計画の対象

本計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。



## 第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

### 1. 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが読書習慣を形成する過程で最も重要な枠組みは「家庭」です。読書が生活の一部として位置づけられ、心地良い活動として継続して行われるようにするためには、周囲の大人が読書に親しみ、家庭内で身近なおもちゃや生活用品と同じように、目にとまり手に取れる場所に本を置くことも大切な第一歩です。

ひとりで本を読むことができない乳幼児期においては、親子の触れ合いの中で一緒に本を読んだり、読み聞かせたりして、子どもが本を通して楽しい体験を積み重ねてゆくことが大切です。

そのためにも、保護者へ読書習慣を身に付けさせることの大切さについて啓発し、理解を得るための家庭教育講座や交流会等の学習機会を増やすことも重要です。

#### 〔具体的な取り組み〕

- ① ブックスタート事業を通して家庭での読み聞かせを更に推進します。
- ② 乳幼児健康診査時における読み聞かせの実施と保護者へおすすめ絵本の紹介や家庭での読み聞かせや読書習慣を身に付けさせることの大切さを呼びかけ、啓発に努めます。
- ③ 公共施設への優良本コーナーの設置に努めます。
- ④ 市立図書館のホームページを活用し、優良本紹介などの情報提供に努めます。
- ⑤ 「誕生日に本をプレゼントしよう」運動の展開に努めます。
- ⑥ 家庭教育講座等学習機会を通して、子どもの読書活動の重要性について啓発に努めます。



#### ※ブックスタート

自治体が行う乳幼児健診などで、絵本を開く楽しい体験を通して親子のスキンシップを深めるとともに、赤ちゃんに絵本を手渡す活動です。

#### ※ホームページ

インターネットによる市役所などが開設した各種情報提供ページ。

## 2. 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書を考える場合に、情操教育や知識の習得という点に重点が置かれがちですが、子どもの生活の大半が遊び、ということを考えるならば、読書活動を単に家庭や学校、図書館などで行う本を読むという行為と捉えるのではなく、広く日常における体験・経験との関連の中で考えていかなければなりません。

何故なら、子どもたちが読書によってどんなに知的経験をしたとしても、子どもたちが遊びの中で、実際に自分の体を使って経験した感覚を伴わなければ、その知識を本質的に理解し自分のものとすることができないからです。

例えば、「落ちる」ということは、塀の上や木から飛び降りた経験のない子どもには、どんなに辞典で調べても、落ちることの理解はできません。物語の主人公が奮う勇気、恐怖に打ち勝つ心、こういった心情理解にも日常の具体的な体験が必要なのです。

しかし、現状は学習環境や生活環境の変化などにより、遊び時間が減少し、自然体験や生活体験から体得するなどの機会を得にくい状況になっています。

また、子どもたちは集団あそびの中で様々な能力を自ら自分のものとしていきます。読書活動については、特に読み聞かせ会など、他の子どもや大人との関わりの中で、子ども個人の読みが他人の読みに触れることにより、互いの感受性に触れ合い、他人を理解するという相互理解力が育まれていくのです。

このような、地域における子どもの豊かな読みを保障するためには、子どもたちの自由時間や遊び場の確保、また、育児サークルや地域の育成活動における読み聞かせ会など、本を媒介とした地域の子どもの同士、子どもと大人(住民)、大人同士など様々な交流の場を設けるとともに、指導者やボランティア育成などの支援を行うことが必要です。

### 〔具体的な取り組み〕

- ①図書館においてボランティア(個人・団体)の育成・支援を行い、ふれあい学習の推進に努めます。
- ②児童館の蔵書拡充、コミュニティセンター・地域公民館等への優良図書の設置による地域での子どもと本の出会いの場の充実に努めます。

### ※ふれあい学習

栃木県では、地域の様々な人々がこれまで培ってきた経験や学習から得た知識や技術を生かし合い、地域を形成する学校、家庭、自治会や子ども会育成会などの地域活動団体、ボランティア活動などを行うNPO・グループ・サークル、民間企業、大学等高等教育機関等が幅広く連携協力し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々が行う交流活動や体験活動、学習活動を「ふれあい学習」として全県的に推進している。



- ③地域において、子どもたちが様々な体験ができるよう、各社会教育施設での体験学習の機会及び情報の提供、子ども育成支援者の養成や環境の整備に努めます。
- ④市民と行政、関係団体等との協働による読書活動の推進を継続的に展開するため、生涯学習情報センターを中心とした市民活動の支援及びネットワーク化に努めます。

### 3. 保育園や幼稚園等における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育園は、子どもたちが早い時期から本と出会うところであるので、本とふれあう環境が整備され、絵本などに親しむ機会が提供されることが必要です。家庭とは違う雰囲気や一体感のなかで、子どもたちが先生や友だちと一緒に絵本を楽しむことで、一層本に対する興味や関心が強まり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれるような幅の広い読書体験ができます。

そのために、幼稚園・保育園では年齢に応じた絵本を選んで読み聞かせをして、本に親しめるきっかけづくりをしています。そして、これらの読書活動は子どもたちの心を育てていく大切なものとなるため、保護者に対して、あらゆる機会を捉え効果的かつ継続的に読み聞かせの大切さについて助言を行うとともに、発達段階や季節に応じた絵本の紹介を行い、家庭においても絵本を通して子どもと共有する喜び、共に癒されるひとときを過ごせるような環境づくりの啓発を積極的に行っていきます。

#### 〔具体的な取り組み〕

- ①定期的な保育士やボランティアによる読み聞かせに努めます。
- ②年中行事や日々の集団生活の中で、絵本と親しむさまざまな取組みに努めます。
- ③園だよりなどを活用し、子どもの読書活動についての保護者への啓発に努めます。
- ④市立図書館の団体貸出の有効活用に努めます。
- ⑤保護者会等の際に保護者向けに、本の素晴らしさがわかる講演会の開催に努めます。
- ⑥市立図書館と連携し、定期的な読書啓発のためのアンケート調査や調査結果の配布に努めます。



## 4. 学校等における子どもの読書活動の推進

学校教育において、児童生徒の自発的・主体的な学習活動の支援や、成長過程での課題解決に資するため、読書環境の整備・充実に努めるとともに、子ども一人ひとりが生涯にわたって読書に親しみ、読書を通じて心豊かに過ごすことができるよう司書教諭・学校司書と連携して読書活動を推進します。

また、学校図書室は、「読書センター」としての機能と「学習センター」としての機能を併せ持っています。児童生徒の課題解決的な学習、探求的な学習など学校図書室の果たす役割はこれまで以上に大きく、その機能を十分に発揮できるように工夫が求められています。

そのためには、学校図書室の蔵書情報のデータベース化及び市立図書館とのネットワーク化を図るとともに、教職員一人ひとりが子どもの読書活動に対する理解を深め、学校支援ボランティアとの協働による、具体的な活動支援について検討する必要があります。

### 〔具体的な取り組み〕

- ①学校の特色を生かした（朝の全校一斉読書、推薦図書を活用した授業等）読書指導・読書活動に努めます。
- ②本を活用した調べ学習の充実に努めます。
- ③学校図書基準を基に蔵書の充実に努めます。
- ④蔵書のデータベース化の促進を図ります。
- ⑤市立図書館とのネットワーク化に努めます。
- ⑥利用しやすい書架の配置等環境整備に努めます。
- ⑦学校支援ボランティアの活動の場を提供します。
- ⑧市立図書館と連携し、児童生徒のおすすめ本の紹介を行います。



### ※データベース

特定のテーマに沿ったデータを集めて管理し、容易に検索・抽出などの再利用をできるようにしたもの。

## 5. 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館は、子どもがたくさんの本と出会い、自由に読みたい本を選んで読書に親しみ、読書の喜びを知ることができる場所です。

また、図書館は本に関する様々なネットワークの中心となる施設であり、読書活動と図書資料の活用に関する知識と経験を持っています。また、子どもの読書活動の推進拠点としてや、活動のコーディネーターとしての専門的な役割も担っています。今後も、ボランティア団体によるおはなし会の開催など、子どもたちが楽しく本と出会える機会を提供するとともに、多様化する子どもの興味・関心に応えられるよう、読書環境の整備・充実に努め、子ども読書活動の推進拠点として、積極的に読書意欲を向上させる活動を推進します。

### 〔具体的な取り組み〕

- ①子どもたちの読書のニーズに応じた優良図書や中高生向け図書の充実に努めます。
- ②県内の図書館等における図書資料の相互貸借による選択機会の拡充に努めます。
- ③保育園・幼稚園・学校への団体貸出の推進に努めます。
- ④ホームページを活用した優良図書の紹介など情報提供に努めます。
- ⑤おはなし会など図書館行事の開催に努めます。
- ⑥来館者に対し、司書がブックコンシェルジュ的な役割を果たすことができるよう資質の向上（研修会への参加等）を図ります。
- ⑦ボランティア養成講座を開催し、読書活動ボランティアの育成及び活動を支援します。
- ⑧広報やチラシを作成して公共施設に配布するなど、子ども読書活動の推進及び啓発に努めます。
- ⑨学校図書室とのネットワークの構築に努めます。
- ⑩図書館ごとに特色のある蔵書の収集に努めます。
- ⑪魅力ある親しみやすい図書館を目指します。

### ※ブックコンシェルジュ

来館者に対し、その目的が達成できるよう案内をする人。





## 6. 読書ボランティア団体等の活動に対する支援

### (1) 直接的支援

地域で活動する読書ボランティア団体等は、子どもの読書活動に関する理解や関心を住民に広めるとともに、図書館・公民館・コミュニティセンター・幼稚園・保育園・学校などを拠点に、読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動の推進に大きく貢献しています。

しかしながら、ボランティア活動者の減少や資質向上のための学習の場の不足など、民間団体ならではの悩みもあります。

そこで、地域における子どもたちの読書機会の拡大を図り、その活動内容をより一層充実させていくことが必要となっています。

#### 〔具体的な取り組み〕

- ①読書ボランティア養成講座の開催など、継続的なボランティアの育成及び活動の支援に努めます。
- ②研修会等の学習機会の提供に努めます。
- ③「子どもゆめ基金」等の情報提供に努めます。
- ④関係団体との情報交換の場を提供します。

### (2) 読書ボランティア団体等間の連携・協力の促進

市内には、ボランティアとして活動している読み聞かせ等の団体等が数多く存在します。しかしながら、これら団体の相互ネットワーク化は図られていないのが現状です。個々の団体が主体性を持ちつつ、連携し協力して活動することは良い意味で刺激し合うことになり、ひいては子どもの読書活動を推進することになります。

そこで、ボランティア団体等の連携・協力を図るため、自主的な読書ボランティア等ネットワークの構築・強化を図ることが必要となっています。

#### 〔具体的な取り組み〕

- ①定期的にボランティアの情報交換会等を開催し連携・協力を努めます。
- ②読書ボランティア等ネットワークの構築に努めます。

#### ※子どもゆめ基金

国と民間が協力して、子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをする基金。

## 7. 普及啓発、広報活動の充実

### (1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発・広報

家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進するためには、さまざまな機会を利用してその意義や重要性についての理解を図ることが必要です。

「子ども読書の日（4月23日）」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲が高まるよう、その趣旨にふさわしい事業の実施に努めなければならないとされています。

子どもは、読書する大人の姿に触発されて読書意欲を高めるものです。自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせるには、子どもを取り巻く大人、特に保護者等が読書活動に理解と関心を持つことが重要です。そのためには今後「子ども読書の日」や秋の「読書週間」などの機会を捉え、より一層子どもの読書活動の推進に向けた社会的気運が高まるように時期等を慎重に選択し啓発・広報活動をより効果的に実施することが必要となっています。

#### 〔具体的な取り組み〕

- ①「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」関連行事の開催に努めます。
- ②児童生徒の推薦本リストの作成と配布を行います。
- ③学校と連携し、職場体験や図書館見学の受け入れに努めます。

### (2) 各種情報の収集・提供

図書館の窓口等では、子どもの読書活動に関する情報の収集・提供に努めています。多くの人々が、子どもの読書活動の実態や県、市町村、学校、図書館、ボランティア団体等の様々な事業や取り組み等に関する情報を容易に活用できるようにすることは、子どもの読書活動に対して広く住民の関心を引き出すとともに、子どもの読書活動に携わる人たちに対して、その意欲をより高め活動の活性化へと導くこととなります。

このような観点から、各種情報の収集・提供する機能を充実することが課題となっています。

#### 〔具体的な取り組み〕

- ①図書館ホームページを有効活用し、情報の提供に努めます。
- ②各種情報の収集提供に努め、図書館機能の充実を図ります。

### (3) 優れた取組み、優良図書を紹介

子どもの読書活動の推進に関して、優れた取組みを実施している団体等の活動事例を広く紹介し、奨励していくことが必要です。

また、青少年の健全育成を図るうえで、多くの優良図書に接することはたいへん有意義です。青少年の読書活動を促進するため、数多くの優良な図書を選定、推奨することが課題となっています。

#### 〔具体的な取組み〕

- ①優良図書の推奨・普及に努めます。
- ②児童生徒向けのおすすめ本リストの作成に努めます。
- ③優れた取組みの紹介を行います。



計画の体系表

〔基本理念〕

〔基本方針〕

〔推進方策〕

〔具体的方策〕

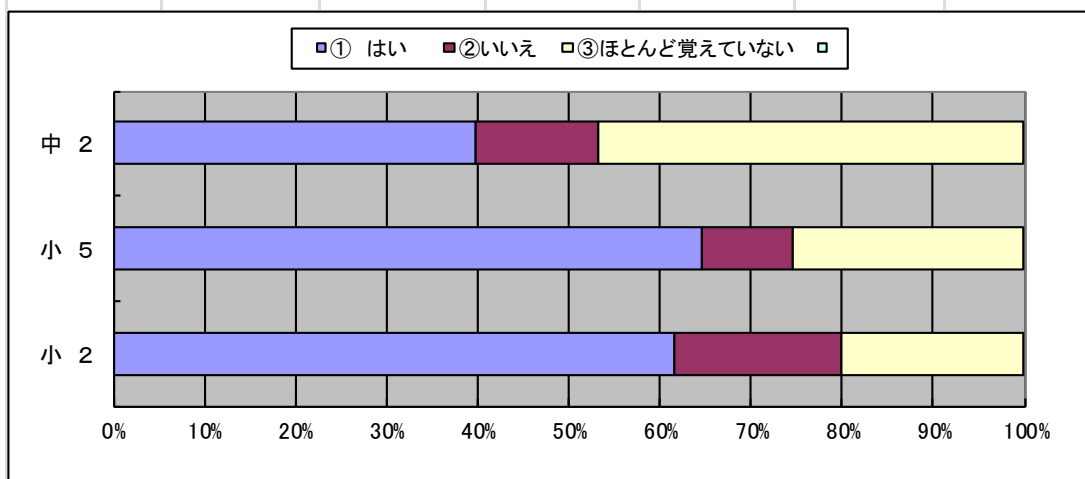


下野市子ども読書活動推進に関するアンケート結果(平成19年11月実施)

対象: 小学2年・小学5年・中学2年

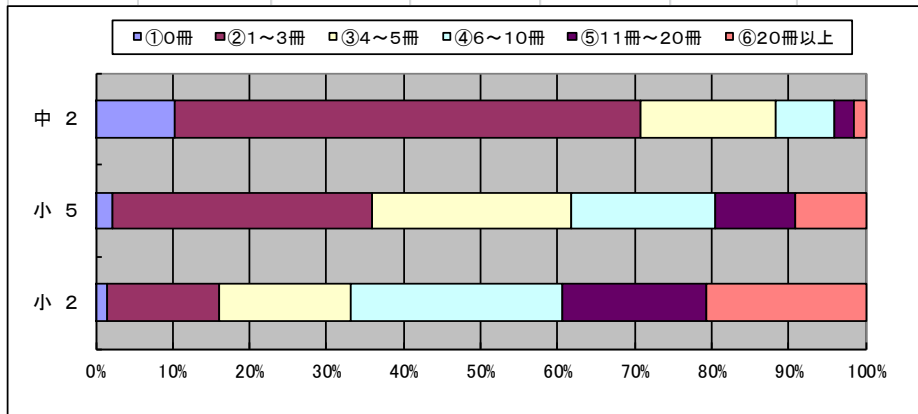
1. 小さい頃、よく家の人に本を読んでもらいましたか？(単位:%)

	① はい	② いいえ	③ ほとんど覚えていない	合 計
小 2	61.5	18.5	20.0	100.0
小 5	64.7	10.0	25.3	100.0
中 2	39.8	13.4	46.8	100.0



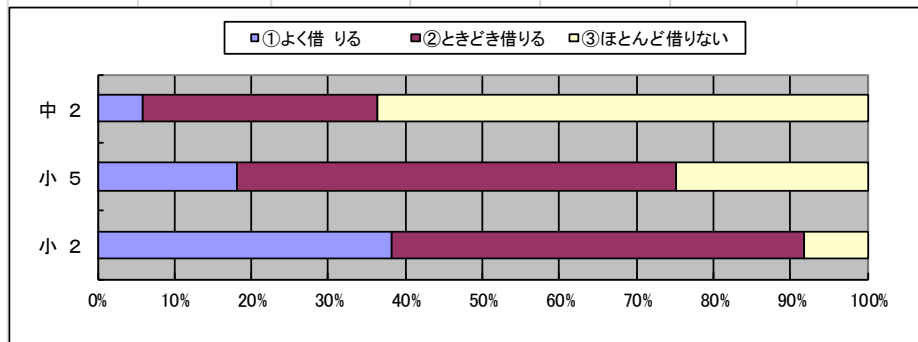
2. あなたは、1ヶ月間にどのくらい本を読みますか？(単位:%)

	① 0冊	② 1～3冊	③ 4～5冊	④ 6～10冊	⑤ 11冊～20冊	⑥ 20冊以上	合 計
小 2	1.5	14.5	17.2	27.4	18.8	20.6	100.0
小 5	2.3	33.6	25.9	18.8	10.3	9.1	100.0
中 2	10.2	60.7	17.5	7.6	2.4	1.6	100.0



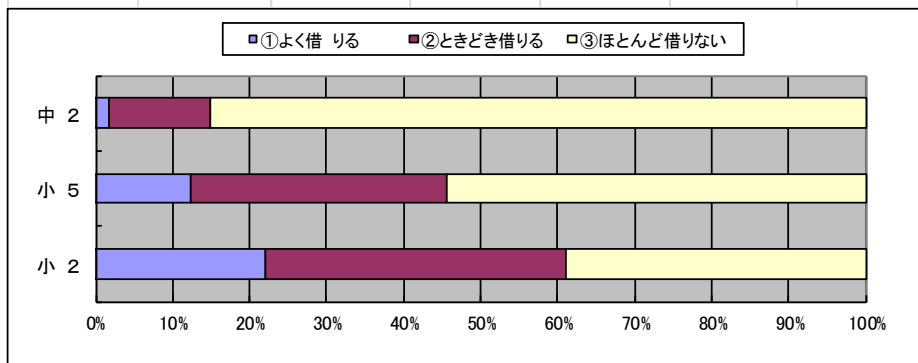
3. あなたは、学校図書室で本を借りますか？(単位:%)

	①よく借 りる	②ときどき 借ります	③ほとんど 借りない	合 計
小 2	38.3	53.4	8.3	100.0
小 5	18.1	57.0	24.9	100.0
中 2	6.0	30.4	63.6	100.0



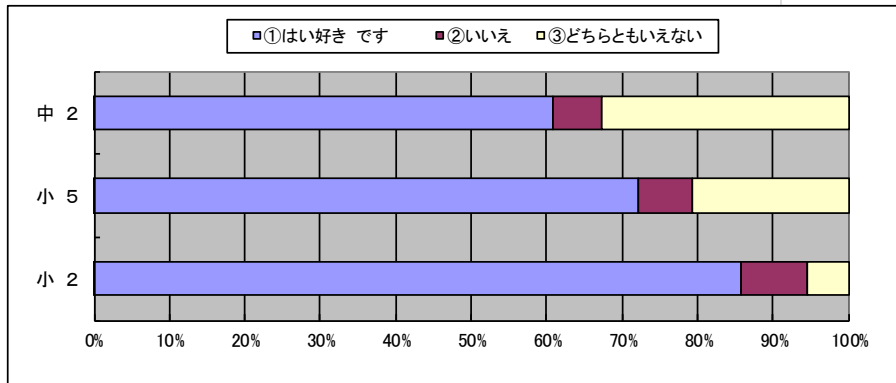
4. あなたは、市内の図書館で本を借りますか？(単位:%)

	①よく借 りる	②ときどき 借ります	③ほとんど 借りない	合 計
小 2	22.1	39.1	38.8	100.0
小 5	12.3	33.3	54.4	100.0
中 2	1.8	13.1	85.1	100.0



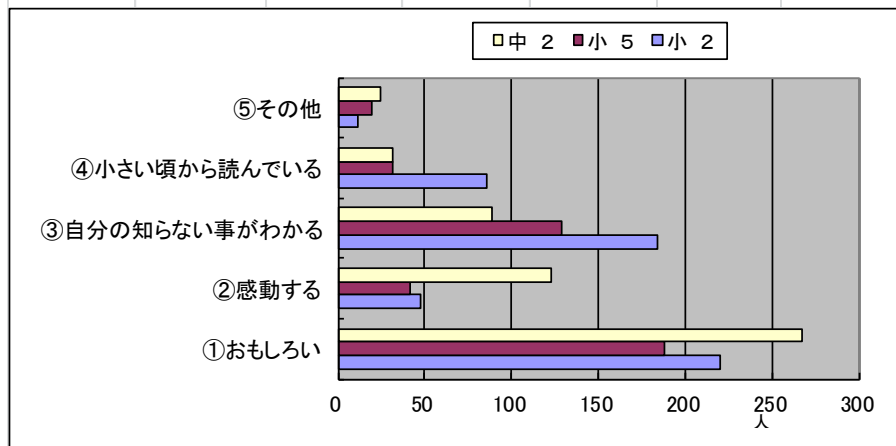
5. あなたは本が好きですか？(単位:%)

	①はい好き です	②いいえ	③どちらとも いえない	合 計
小 2	85.9	8.6	5.5	100.0
小 5	72.2	7.1	20.7	100.0
中 2	60.9	6.4	32.7	100.0



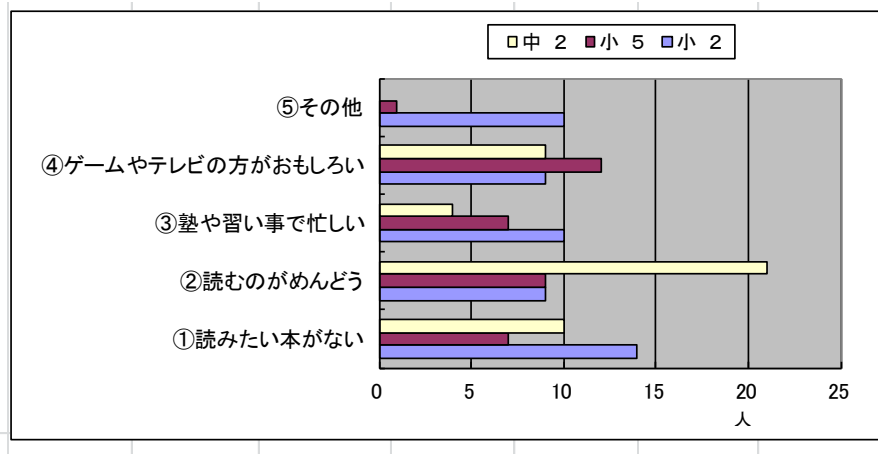
6. 本が好きな理由は何ですか？(単位:人)

	①おもしろい	②感動する	③自分の知らない事がわかる	④小さい頃から読んでいる	⑤その他	合 計
小 2	220	48	184	86	12	550
小 5	188	42	129	32	20	411
中 2	267	123	89	32	25	536



7. 本が嫌いな理由は何ですか？(単位:人)

	①読みたい本がない	②読むのがめんどろ	③塾や習い事で忙しい	④ゲームやテレビの方がおもしろい	⑤その他	合 計
小 2	14	9	10	9	10	52
小 5	7	9	7	22	12	36
中 2	10	21	4	9	0	44





下野市子ども読書活動推進に関するアンケート結果(平成19年11月実施)

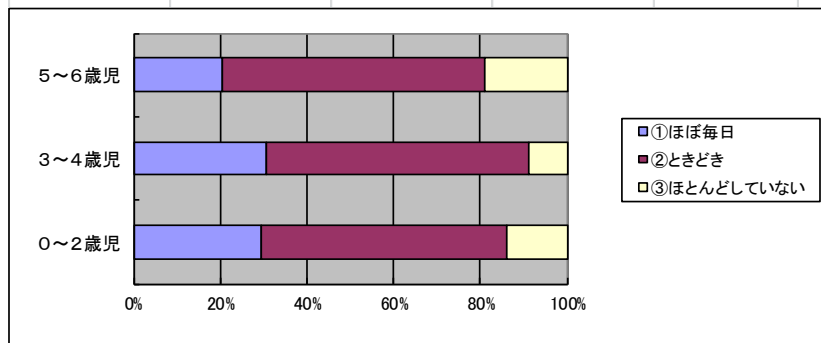
対象:乳幼児を持つ保護者

1. お子さんの年齢は?(単位:人)

	0~2歳児	3~4歳児	3~4歳児	合計
	123	360	430	913

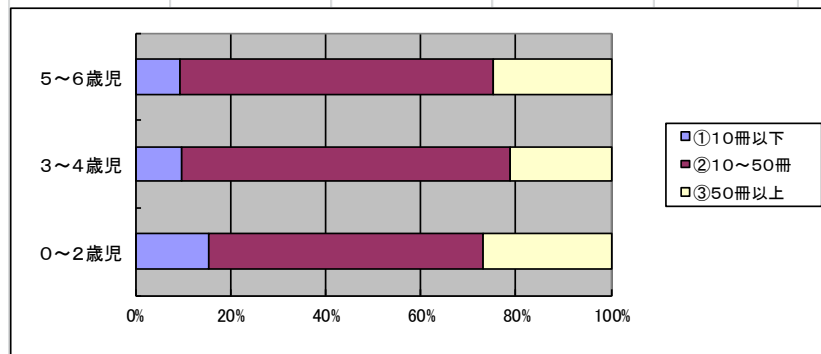
2. お子さんに読み聞かせをしていますか?(単位:%)

	①ほぼ毎日	②ときどき	③ほとんどして ていない	合計
0~2歳児	29.3	56.9	13.8	100.0
3~4歳児	30.6	60.8	8.6	100.0
5~6歳児	20.5	60.6	18.9	100.0



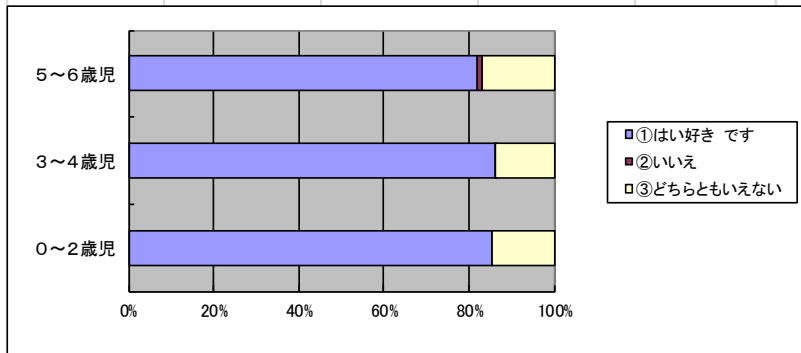
3. 家にある子どもの本の数は?(単位:%)

	①10冊以下	②10~50冊	③50冊以上	合計
0~2歳児	15.5	57.7	26.8	100.0
3~4歳児	9.7	69.2	21.1	100.0
5~6歳児	9.3	65.8	24.9	100.0



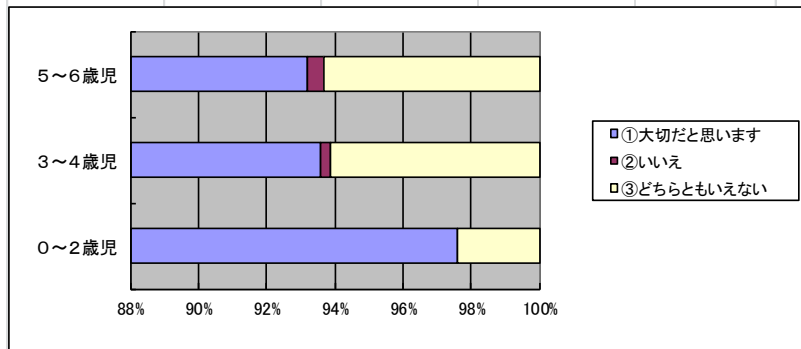
4. お子さんは本が好きですか？(単位:%)

	①はい好き です	②いいえ	③どちらとも いえない	合 計
0～2歳児	85.4	0.0	14.6	100.0
3～4歳児	86.1	0.3	13.6	100.0
5～6歳児	82.1	1.2	16.7	100.0



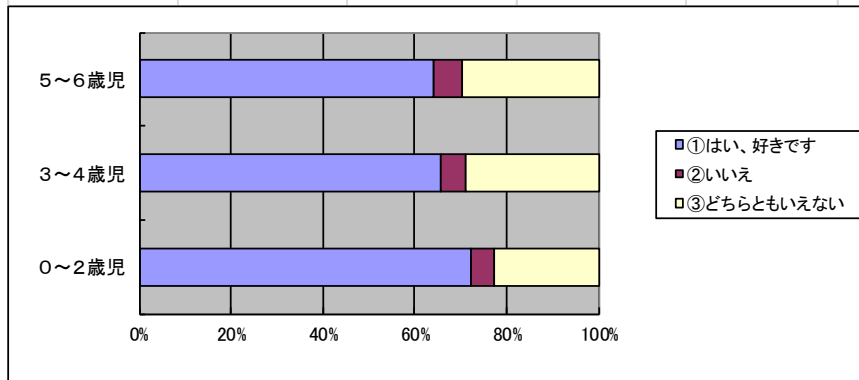
5. 読み聞かせは大切だと思いますか？(単位:%)

	①大切だと思 います	②いいえ	③どちらとも いえない	合 計
0～2歳児	97.6	0.0	2.4	100.0
3～4歳児	93.6	0.3	6.1	100.0
5～6歳児	93.2	0.5	6.3	100.0



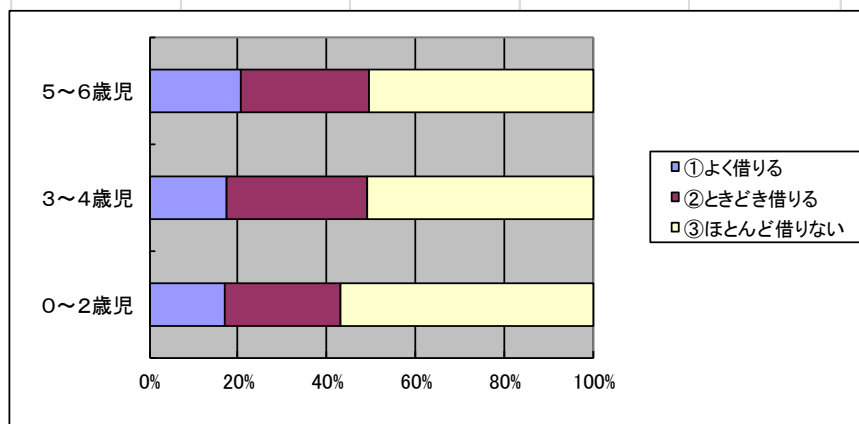
6. あなたは本が好きですか？(単位:%)

	①はい、好きです	②いいえ	③どちらともいえない	合計
0～2歳児	72.3	4.9	22.8	100.0
3～4歳児	65.8	5.3	28.9	100.0
5～6歳児	64.2	6.0	29.8	100.0



7. あなたは、市内の図書館で本を借りますか？(単位:%)

	①よく借りる	②ときどき借りる	③ほとんど借りない	合計
0～2歳児	17.1	26.0	56.9	100.0
3～4歳児	17.5	31.5	51.0	100.0
5～6歳児	20.7	28.8	50.5	100.0



## 下野市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の規定に基づき、下野市の子ども読書活動推進計画を策定するに当たり、当該計画の策定に資するため、下野市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号における事項について検討し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。
- (2) 下野市子ども読書活動推進計画の原案作成に関すること。
- (3) その他子ども読書活動推進のために必要な事項に関すること。

### (組織等)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者の中から下野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の役員又は職員
- (3) 関係団体の役員等
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 前条第2項の規定により委嘱された委員の任期は、委嘱された日から下野市子ども読書活動推進計画が策定されたときまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には教育次長、副委員長には下野市立図書館協議会委員長の職にある者をもって充てる。

### (委員長の職務等)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会の所掌事務を補佐するため、下野市子ども読書活動推進計画策定委員会専門部会（以下「専門部会」という）を置く。

- 2 専門部会について必要な事項は、委員長が定める。

(報酬)

第9条 委員の報酬は、下野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年下野市条例第44号）の規定による。

(庶務)

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年 9月 1日から施行する。

## 下野市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

No	氏 名	所 属
1	石 田 竹 男	委員長 教育委員会事務局次長
2	有 野 一 夫	副委員長 図書館協議会委員長（学識経験者）
3	鈴 木 伸 一	市内小学校長代表
4	綱 川 浄	市内中学校長代表
5	山 中 悟	下野市PTA連絡協議会代表
6	杉 山 恵里子	下野市子ども会育成会連絡協議会代表
7	下 山 千恵子	市内ボランティア団体代表
8	蓬 田 優	学校教育課長
9	山 口 有 信	児童福祉課長
10	佐 藤 とよ子	健康増進課長

事務局（生涯学習課）	
上 野 悦 子	生涯学習課長
黒 川 弘	課長補佐
福 田 一 也	副主幹（社会教育主事）
海老原 明	南河内図書館 主幹
真 下 義 雄	石橋図書館 主幹
倉 井 隆 夫	国分寺図書館 主幹

下野市子ども読書活動推進計画策定委員会専門部会名簿

氏 名	所 属
福 田 経 子	ボランティア団体 南河内図書館ボランティア協議会
横 島 暁 子	ボランティア団体 むくの木
高 山 幸 子	ボランティア団体 石橋おはなし会
荻 原 孝 裕	学校教育課 学校教育グループ
手 塚 芳 子	児童福祉課 子育て支援・保育グループ
大 門 優 子	児童福祉課 市内保育園代表
臼 井 雅 子	健康増進課 母子保健グループ
福 田 一 也	生涯学習課 生涯学習グループ
海 老 原 明	生涯学習課 南河内図書館
真 下 義 雄	生涯学習課 石橋図書館
倉 井 隆 夫	生涯学習課 国分寺図書館

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



(子ども読書活動推進基本計画)

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

**第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

この法律は、公布の日から施行する。

## 下野市子どもの読書活動推進計画

平成21年3月

編集・発行 下野市教育委員会事務局生涯学習課

〒329-0594 栃木県下野市石橋552番地4

TEL 0285-52-1119

FAX 0285-52-2624

E-mail [syogaigakusyuu@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:syogaigakusyuu@city.shimotsuke.lg.jp)